

令和2年8月7日

各公立こども園1号認定の保護者様

那覇市こども教育保育課長

夏期休業期間等の変更に伴う1号認定児の給食費の徴収変更について（依頼）

平素より、本市幼児教育・保育の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年度の夏期休業期間等を小学校同様に変更し、6月4日付文書にて、夏期休業期間をのぞいて登園する日数分の給食費を保護者様より徴収いたしました。しかし、その後、県内における新型コロナウイルス感染症罹患者が急増し、感染症拡大のリスクを回避するため、7月31日付文書に、ご家庭での保育へのご協力をお願いすることになりました。このような状況の中、就学前教育保育の時間の保証のために1号認定児の利用日を設定しておりましたが、下記のとおり給食費の徴収について変更いたします。

なお、秋期休業期間については、新型コロナウイルス感染症の状況により別途ご案内をいたします

記

1、変更内容

8月11日（火）～8月24日（月）の期間について利用日のみ徴収をする

※すでに徴収した給食費から利用しなかった日数分を、後日精算をして各園より返金させていただきます。（1日当たり250円）